

## 富田林市こどもの権利条例の制定について

### 1. 経緯

- ・ 本市においては、「富田林版こどもまんなか」施策のひとつとして、令和 7 年度末を目標に、2 か年かけて「富田林市こどもの権利条例」の制定を進めている。
- ・ 令和 6 年度は、こどもや大人、こども関係団体等の意見収集と参画を図り、令和 7 年度はその意見を反映し条例制定及びこども計画の策定につなげる。
- ・ 条例制定にあたっては、「こどもの権利救済機関」の設置をはじめ、制定後の具体的な施策の実践も前提とし、条例案への反映を行う。

### 2. 令和 6 年度の実施内容（こどもの権利条例関係）

- ・ 各種アンケート調査（小中高生アンケート、市民アンケート）
- ・ 関係団体等アンケート及びヒアリング
- ・ こどもの権利ワークショップ
- ・ 多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング  
（フリースクール・特別支援学校・日本語教室・児童養護施設 等）
- ・ 若者会議や小学生・生徒会サミットとの連携

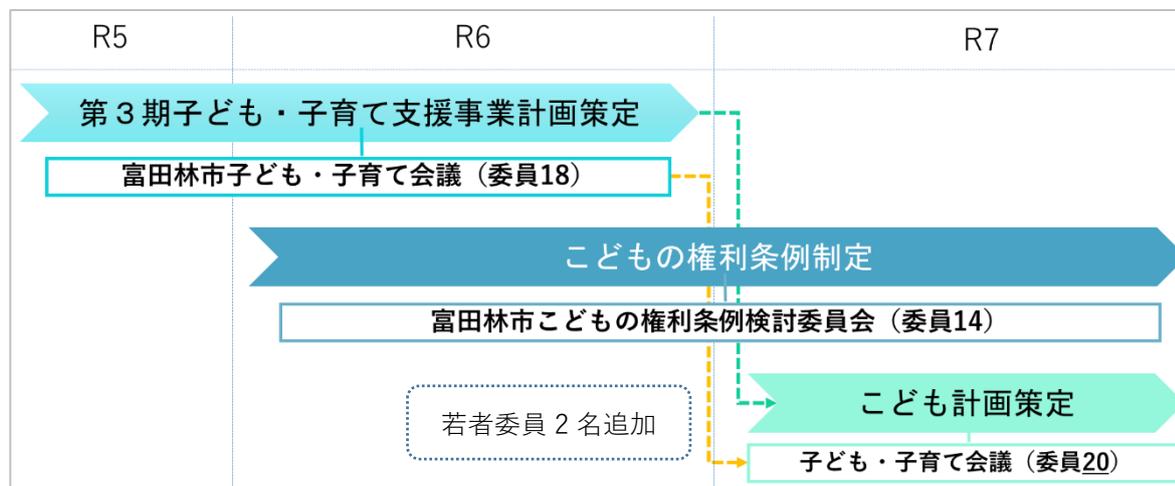
※全ての調査報告書の完成後、公表・共有予定。本調査等の結果を、こども計画の基礎データとして活用予定。

### 3. 令和 7 年度の実施予定

令和 7 年度は、令和 6 年度中に収集した意見等を基に条例を作成する期間とし、下記のような実施を実施

- ① こどもの権利に関する条例検討委員会〔全 7 回〕
- ② 条例骨子案の作成〔4~6 月〕
- ③ こどもワークショップ「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？」〔7~11 月〕  
→ 7~8 月に 4 回、11 月に 1 回開催。対象は小学 4 年生~高校 3 年生の約 20 名程度で、ワークショップを通じて条例前文を考え、発表及び条例への反映につなげる
- ④ 条例素案の作成〔7~10 月〕
- ⑤ パブリックコメント（こども・市民対象）〔11 月下旬~12 月〕
- ⑥ シンポジウム（こどもワークショップ等の成果報告・条例素案の公表）〔12 月〕
- ⑦ 議会上程〔令和 8 年 3 月を予定〕

(参考) 子ども・子育て会議及び条例検討委員会関連図



#### 4. 条例制定後の事業検討

以下の事業（機関）について、条例への位置づけを含め、企画・検討を進める。

##### (1) こどもの権利救済機関の設置

権利侵害等の案件について、弁護士等の専門委員がこどもの相談窓口として対応し、救済（解決）までを支援する機関の設置を検討

##### (2) こどもの参加・意見表明機会の確保

権利条例の検証を含めた市の施策・事業等について、こどもが参加・意見表明をする機会の仕組み・方策を検討